

石巻ガス小売供給選択約款
コージェネレーションシステムパッケージ契約

2019（令和元）年 10 月 1 日 実施

石巻ガス株式会社

目 次

1. 実施及び適用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結及び契約期間	2
6. 使用量の算定	3
7. 料 金	3
8. 単位料金の調整	4
9. 設置の確認	4
10. 需給契約の補償料	4
11. 名義の変更	5
12. 契約の変更又は解消	5
13. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料	5
14. 本支管工事費の精算	6
15. 緊急調整時の措置	6
16. その他	6
附 則	7
1. この選択約款の実施期日	7
2. この選択約款の揭示	7
3. 消費税法改正に伴う切り替え措置	7
(別 表)	8
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	8
2. 料金表1（コージェネレーションシステムパッケージ契約第一種）	9
3. 料金表2（コージェネレーションシステムパッケージ契約第二種）	10

石巻ガス小売供給選択約款（コージェネレーションシステムパッケージ契約）

1. 実施及び適用

- (1) この石巻ガス小売供給選択約款（以下、「選択約款」といいます。）は、当社が行う小売供給の実施に関し、必要な事項を定めたものです。
- (2) この選択約款は、4の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。
- (3) この選択約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの選択約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件及びお客さまへの通知等については、石巻ガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）2の規定によるものとします。
- (2) 当社は、小売約款を変更した場合には、小売約款2の規定によりこの選択約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 契約最大使用量
契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大使用量をいいます。（小数点以下切捨て）
- (2) 契約月別使用量
契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 契約年間使用量
契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 契約年間引取量
契約で定めるお客さまの1年間において引き取らなければならない使用量をいいます。
- (5) 契約月平均使用量
契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6) 最大需要期
12月使用分（11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで）から3月使用分（2月定例検針日の翌日から3月定例検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (7) 最大需要月
最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (8) 契約最大需要月使用量
最大需要月における契約月別使用量をいいます。
- (9) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、そ

の端数の金額を切り捨てます。

(10) 消費税率

消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。

(11) 単位料金

8に定める基準単位料金（税込）又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、この選択約款の契約を希望されるお客さまに適用いたします。

- (1) ガスを熱源とするコージェネレーション機器を設置していること。
- (2) コージェネレーションシステムパッケージ契約第一種は、ガスタービン、ガスエンジン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が、24 kw 以上もしくはガス消費量が 8 m³N/時（1時間当たりのノルマル立方メートル）以上であること。コージェネレーションシステムパッケージ契約第二種は、ガスタービン、ガスエンジン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が、3 kw 以上もしくはガス消費量が 1 m³N/時（1時間当たりのノルマル立方メートル）以上であること。
- (3) 設置するコージェネレーション機器の使用予定にもとづいて契約最大使用量及び契約月別使用量を定めることができる需要であること。
- (4) 契約年間使用量が契約最大使用量の 1,000 倍（小数点以下切捨て）以上であること。
- (5) 契約年間引取量が契約年間使用量の 70 パーセント以上であること。
- (6) 契約年間負荷率が 60 パーセント以上であること。
- (7) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結及び契約期間

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) お客さまは、この選択約款を承諾の上、所定の申込書により当社へ申し込んでいただきます。お客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めたコージェネレーションシステムパッケージ契約第一種、又はコージェネレーションシステムパッケージ契約第二種のいずれかを契約していただきます。
- (3) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその、使用計画ならびにコージェネレーション機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約量を定めるものといたします。
 - ① 契約最大使用量
 - ② 契約月別使用量

- ③ 契約年間使用量
 - ④ 契約年間引取量
 - ⑤ 契約月平均使用量
 - ⑥ 契約最大需要月使用量
- (4) 契約最大使用量は原則としてガスメーターの能力と同一といたします。ただし、お客さまが希望される場合には、負荷計測器を設置の上、お客さまとの協議によって契約最大使用量を定めるものといたします。その場合、負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担といたします。
- (5) 契約期間は次のとおりといたします。
- ① 契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます）の翌日から、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下、「使用開始日」といいます）以前の場合は、使用開始日からその翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
 - ② 契約期間満了日以前にお客さま又は当社から別段の意思表示がない場合、この選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後も同様といたします。
- (6) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又は小売約款に定める契約又は他の選択約款への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しない場合があります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合にはこの限りではありません。（（7）において同じ。）
- (7) 当社は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別又は他の選択約款（小売約款に基づく契約を除く。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (8) 当社は、お客さまが当社（導管部門を含みます。）との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの契約に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、小売約款18の規定により算定いたします。

7. 料 金

- (1) お客さまがお支払いいただく料金は、小売約款22（2）に定める早収料金、又は小売約款22（9）に定める遅収料金のいずれかになります。
- (2) 当社は、コージェネレーションシステムパッケージ契約第一種には別表2の料金表1（税

込)を、コージェネレーションシステムパッケージ契約第二種には別表3の料金表2(税込)を適用して、早収料金を算定いたします。

- (3) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日(新たにガスの使用を開始した場合は、初回検針日を含みます。)とし、初回定例検針日までの期間については小売約款の料金表にもとづき料金を算定します。ただし、この選択約款に定める他の契約種別又は当社の他の選択約款にもとづく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、従前の他の契約種別又は選択約款の料金表にもとづき料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

単位料金の調整は、小売約款23の規定により算定いたします。

9. 設置の確認

- (1) 当社は、4の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はこの選択約款を解約し解約日以降小売約款を適用いたします。
- (2) コージェネレーション機器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、コージェネレーション機器を取り外した場合は、この選択約款を解約したものとみなします。
- (3) (1)又は(2)に基づく解約日は、4に定める適用条件を満たさなくなった事が明らかになった日以降最初の定例検針日といたします。

10. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、最大使用量倍率未達補償料、及び契約年間引取量未達補償料とし、当社は当該補償料を申し受けるものといたします。ただし、次の(1)、(2)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 最大使用量倍率未達補償料

お客さまの年間実績使用量が、契約最大使用量の1,000倍(小数点以下切捨て)未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達補償料といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の実績年間使用量を契約年間引取量と読み替えるものといたします。

$$\text{最大使用量倍率未達補償料} = \left\{ \left(\begin{array}{c} \text{契約最大} \\ \text{使用量の} \\ \text{1000倍に} \\ \text{相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{実績} \\ \text{年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right\} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契約} \\ \text{に定める月別契約量に各} \\ \text{月の単位料金を乗じたも} \\ \text{のの合計額を契約年間使} \\ \text{用量で除し、小数点以下} \\ \text{第3位を四捨五入した額} \\ \times 3 \end{array} \right\}$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金（税込）及び従量料金（税込）の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に小売約款に定める契約を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）をこえない範囲で算定するものいたします。

（2）契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left\{ \left(\begin{array}{c} \text{契約} \\ \text{年間} \\ \text{引取量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{実績} \\ \text{年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right\} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契約に定める} \\ \text{月別契約量に各月の単位料金を} \\ \text{乗じたものの合計額を契約年間} \\ \text{使用量で除し、小数第3位以下を} \\ \text{四捨五入した額} \end{array} \right\}$$

1.1. 名義の変更

お客さま、又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま、又は当社はこの契約をその後継者に継承させ、かつ後継者の業務履行を相手方に補償するものいたします。

1.2. 契約の変更又は解消

- （1）お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2（1）、もしくは2（2）によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消できるものいたします。
- （2）当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなかった場合及び10の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には、契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものいたします。

1.3. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、1.2（1）の規定によるものであって、もしくは1.2（2）の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次のとおり契約中途解消補償料を申し受けます。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- （1）新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の

算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{契約種別の} \\ \text{基本料金} \\ \text{(税込)相当額} \end{array} \right] \right\}$$

(2) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約最大使用量、又は契約最大需要月使用量をそれまでの契約使用量から変更する新たな契約を締結する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{前契約の1か月} \\ \text{あたりの基本料} \\ \text{金(税込)相当額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{新契約の1か月} \\ \text{あたりの基本料} \\ \text{金(税込)相当額} \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right]$$

14. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う設備の新增設後、1年未満の契約期間中において、お客さまがこの選択約款にもとづく契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の延長又は入取替工事に係る当社負担額を申し受けます。

15. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、原則として当社は、別表2の料金表1、別表3の料金表2の基本料金(税込)を次の算式によって割引いたします。また、緊急調整の結果生じた、10に掲げる需給契約の補償料が発生した場合は、双方協議して算定するものといたします。

$$\begin{aligned} (1) \text{ 定額基本料金割引額} &= \text{定額基本料金(税込)} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}} \\ (2) \text{ 流量基本料金割引額} &= \text{流量基本料金単価(税込)} \times \text{契約最大使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}} \\ (3) \text{ 最大需要期基本料金割引額} &= \text{最大需要期基本料金単価(税込)} \times \text{契約最大需要月使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}} \end{aligned}$$

16. その他

この選択約款に定めがない事項については、小売約款を適用いたします。

附 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします。

附 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、平成 29 年 6 月 15 日から実施いたします。

附 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、令和元年 10 月 1 日から実施いたします。

2. この選択約款の揭示

当社は、この選択約款を、当社ホームページ及び営業所等において揭示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. 消費税法改正に伴う切り替え措置

当社は、令和元年 9 月 30 日以前から継続して当社のこの選択約款の適用があるお客さまのガス料金について、以下の経過措置を適用いたします。

(経過措置)

令和元年 10 月 1 日から令和元年 10 月 31 日までの間に初めて実施する検針によって確定するガス料金について、経過措置として消費税率 8 % を適用いたします。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（税込）と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金（税込）、流量基本料金（税込）及び最大需要期基本料金（税込）の合計といたします。流量基本料金（税込）は流量基本料金単価（税込）に契約最大使用量を乗じた額とし、最大需要期基本料金（税込）は最大需要期基本料金単価（税込）に最大需要月使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金（税込）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、小売約款別表第6の2（2）のとおりといたします。
- (5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

2. 料金表1 (コージェネレーションシステムパッケージ契約第一種)

(1) 基本料金

① 定額基本料金

1 か月につき	165,000. ⁰⁰ 円 (税込)
	150,000. ⁰⁰ 円 (税抜)

② 流量基本料金

1 立法メートルにつき	1,320. ⁰⁰ 円 (税込)
	1,200. ⁰⁰ 円 (税抜)

③ 最大需要期基本料金

1 立法メートルにつき	3. ³⁰ 円 (税込)
	3. ⁰⁰ 円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1 立法メートルにつき	118. ⁸² 円 (税込)
	108. ⁰² 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金 (税込) をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

3. 料金表2 (コージェネレーションシステムパッケージ契約第二種)

(1) 基本料金

① 定額基本料金

1 か月につき	27,500. ⁰⁰ 円 (税込)
	25,000. ⁰⁰ 円 (税抜)

② 流量基本料金

1 立法メートルにつき	1,320. ⁰⁰ 円 (税込)
	1,200. ⁰⁰ 円 (税抜)

③ 最大需要期基本料金

1 立法メートルにつき	3. ³⁰ 円 (税込)
	3. ⁰⁰ 円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1 立法メートルにつき	125. ⁴² 円 (税込)
	114. ⁰² 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金 (税込) をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。